

官民地境界明示 手続きマニュアル(道路・法定外「里道・水路等」)

境界明示とは安堵町の管理する道路や水路などに接している私有地を分筆、売買、及び家を新築する場合は、道路や水路などと私有地との境界明示が必要です。道路や水路に接する土地所有者と、公正な資料に基づき現地を確認し、図書をもって境界を明らかにするものであり、この明示行為は必要が生じた当該土地の所有者等の申請に基づいて行うものです。

【事務の流れ】

1. 事前調査

安堵町の管理する道路(里道・水路)であるかどうか、既に境界の確定がなされていないか当課の各台帳(道路、法定外)や法務局備付字限図等で調査してください。

※既明示の有無を確認してください。

※境界点の復元をお願いする事があります。

2. 申請

道路、法定外境界明示申請書と必要な添付書類を当課へ提出してください。

<申請書及び添付書類は注意事項参照>

※書類が不足している場合は、受付できません。

3. 立会日調整

申請日以後の日程で各関係者との立会日の調整(申請者で調整)をお願いします。

(申請者、隣接者、地元区長等)

※町道と法定外公共物では確定の範囲、利害関係人等に違いのある場合がありますので、注意して下さい。

※道路境界確定については、道路幅員が狭小で片側確定をすることによって対側地に影響がある場合又は、地元自治会での道路幅員が慣習により決められている場合等、両側確定をすることが適当と考えられる場合を除き片側確定となりますが、法定外公共物については、両側確定となりますのでご注意下さい。

4. 現地立会

申請者(代理人)、隣接者、地元区長等、当課担当職員との現地の立会を行います。

5. 境界明示確定書の検図(関係書類の仮提出)

関係者の押印がされる前に検図を行いますので図面、引照点写真等(各1部)の提出をお願いします。

※提出後、約1週間で検図結果の連絡をします。

6. 確定書類の提出、決裁

境界確定書に地権者等の署名・捺印後の提出、決裁を行います。

7. 境界確定書(道路、法定外)の発行、交付

明示済証受領の際は申請者もしくは代理人の受領印(申請書に押印している印鑑)が必要です。

※提出後、15日前後での交付になります。

注意事項

1. 境界明示申請について

(1) 境界明示申請書及び添付書類は、2部(正1部、副1部)提出してください。

※道路と法定外とは、別々の申請となりますのでご注意ください。

※申請者は、原則として申請対象土地の登記簿上の所有者です。

※申請者は、実印を押印してください。

(2) 添付書類

①委任状

②印鑑証明書(原本で交付後3ヶ月以内のもの)

③土地調書

・道路敷地に地番がある場合は、その調書も必要です。

④登記事項全部証明書(原本で交付後3ヶ月以内のもの)

・申請地及び隣接地(両側明示の場合は対側地も必要)

⑤位置図

・目的地がわかる順路見取図に申請地を黄色に着色してください。

⑥公図等法務局備え付け地図の写し

・調査した法務局名、転写年月日、転写者資格氏名を記入し、押印してください。

・着色箇所は、同様に着色してください。

・申請地を黄色に着色してください。

・字界の場合は、合成図を作成してください。

※申請地が不明な場合は、地図訂正を必要とします。

※公図等が法務局に備え付けられていない場合は、境界明示をすることができません。

⑦地積測量図の写し(申請地・隣接地及び対側地に関するもの)

・調査した法務局名、転写年月日、転写者資格氏名を記入し、押印してください。

⑧現況平面図(原則として1/250)

・写真番号及び撮影方向を記入してください。

⑨現況写真

・3枚程度(遠景・近景)をA4用紙に貼付し、写真番号を記入してください。

⑩その他町長が必要と認める図書

※当該申請箇所の隣接地が国、地方公共団体等が管理する土地である場合には、その官民有地境界確定書写しの添付が必要です。

2. 境界確定図について

(1) 境界確定図は、次の事項を記載してください。

① 平面図

- ・縮尺(原則として1/250)及び方位
- ・申請地、隣接地、点接地(両側明示場合は対側地)の地名及び地番
- ・境界確定線及び点間距離(朱書で少数点以下第2位(第3位切捨て))
- ・境界確定延長(旗あげし、朱書で境界確定延長L=○○.○○mと表示)
- ・既明示がある場合は既明示、確定年月日、確定番号
- ・境界標及びその種類(図面又は座標リストに記載)
- ・引照点(恒久的地物に2点以上取り、点間距離は小数点以下第2位(第3位切捨て))
- ・境界点及び引照点の座標リスト(小数点以下第3位(第4位四捨五入))
- ・断面図の位置

② 断面図

- ・縮尺(原則として1/100)
- ・境界確定線(朱線)及び距離(朱色で少数点以下第2位(第3位切捨て))
- ・測点名及び申請地、隣接地、対側地の地番
- ・平面図の位置表示と対照できる位置表示記号

③ 関係人の押印用の枠

- ・申請者、隣接者、点接者(両側明示の場合は対側者)の住所、氏名、印
※共有者がいる場合は、共有名義人の枠も作成してください。
- ・地元代表者等の職、氏名、公印
- ・役場用欄
- ・図面作成者の資格、職、氏名、印

④ 立会年月日

⑤ 測量年月日

(2) 境界確定図のサイズは最大A2とし、これを超える場合は分割してください。

(3) 境界確定書及び境界確定図(各2部)をA4左綴じで提出してください。

(4) 引照点の写真(1部)をA4用紙に貼付し、引照点名がわかるように記載して提出してください。

※申請書受理後、現地立会又は立会後に明示図面が提出されずに1年間経過した場合は、申請が取り下げられたものとし、申請書を返却いたします。

なお、返却の連絡日から3ヶ月以上受け取りがない場合は、再度連絡の上廃棄処分としますのでご注意ください。